

議第42号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同条第7号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。